

河合町まちづくり基本条例検討審議会 議事録（要旨）

委員会の名称	第2回 河合町まちづくり基本条例検討審議会
開催日時	令和3年10月2日（土） 13:30～
開催場所	河合町中央公民館 集会室
出席委員の氏名 及び人数	（審議会会長）中川幾郎委員、（審議会副会長）清水裕子委員、常盤繁 範委員、大西孝幸委員、山本孝典委員、吉田勝行委員、前田昌宏委員、 岡宏委員、尾上光子委員、山川裕子委員、西野あすか委員、大久保太郎 委員、安田彩子委員、高桑次郎委員 計14名
欠席委員の 氏名及び人数	佐伯誠紀委員
出席職員等の 職・氏名又は人数	＜事務局＞ 企画部長 森嶋雅也、政策調整課 福井敏夫 ＜庁内ワーキンググループ＞ 管財課長 内野悦規、税務課長 松本武彦、福祉政策課 北浩至 ＜運営支援＞ 特定非営利活動法人NPO政策研究所 直田春夫、田中逸郎、谷内博史
公開・非公開の別 傍聴	・公開（第1回審議会で決定） ・傍聴者2名
議題、協議事項	1 開会 2 会長あいさつ 3 事務局説明 4 学習会（質疑応答ワークショップ） 5 閉会

会議の記録（要旨）	
議事／発言者等	発言内容等
1 開会（事務局）	○ 開会 ○ 出席委員の報告 出席過半数のため、設置条例に基づき、本日の審議会が成立していることを報告
2 会長あいさつ	○ まちづくりの目標、まちづくり基本条例策定検討経過、庁内体制、審議会への期待 等
3 事務局説明	
事務局	○ 今後の進め方等について、資料 1 令和 3 年度(仮称)河合町まちづくり基本条例策定工程図により説明 ○ 令和 3 年度の審議会日程について 第 3 回は 11 月 29 日（月）13 時 30 分より、第 4 回は 12 月 13 日（月）13 時 30 分から、第 5 回は令和 4 年 1 月 24 日（月）、第 6 回は 3 月 19 日（土）を予定しています。 ○ 第 3 回以降の進め方について 第 3 回以降は、基本条例の中身の審議に入っていくことになります。 進め方は、2 つの分科会（基本分科会、参画・協働分科会）を設けて、委員の皆さんに、いずれかの分科会に入ってください、分科会ごとに、基本条例の各項目について、どのような内容にするのか審議を進めていただくことを予定しています。 それぞれの分科会で審議していただく項目や各部会での具体的な進め方については、次回 11 月の審議会において説明させていただきますが、項目ごとに、論点や他町の条例内容などを整理した資料を事務局で作成し、それをもとに審議していただくことを予定しています。 来年 3 月まで、計 4 回の審議会基本条例の各項目についての原

会長	案を検討していただくことを予定しています。 ○ 何か質問はありませんか。 ○ 次回以降、分科会を設けて、その中で具体的な条例案について検討を進めることでよろしいか。 まちづくり基本条例検討審議会設置条例に分科会の設置についての規定がないため、「会長が審議会に諮って定める」ことになります。 質問はないようですので、次回以降、分科会を設けて検討を進めることといたします。 ○ この後、学習会に移ります。
4 学習会（質疑応答ワークショップ）	
進行 NPO 政策研究所	○ 学習会（質疑応答ワークショップ）の進め方について 本日の講義・説明に関して、各委員が意見や質問をポストイットに記入し、それを貼り出して共有しながら質疑応答、意見交換を行うことを説明 （講義・説明の内容については以下のとおり） ・ 講義・説明① 審議会の役割と本日の学習会の意義について ・ 講義・説明② 参加・参画と協働について ・ 講義・説明③ 地域の活動やコミュニティの活性化に向けて
講義・説明① NPO 政策研究所	<u>講義・説明① 審議会の役割と本日の学習会の意義について</u> ○ 資料「まちづくり基本条例検討審議会の役割と本日の学習会の意義」により、当審議会の役割、条例のめざすもの、条例の性格、本日の学習会のテーマについて説明 最初に、河合町まちづくり基本条例検討審議会設置条例で所掌事務すなわち、町長の諮問に応じ、（仮称）河合町まちづくり基本条例

講義・説明② NPO 政策研究所	(以下「条例」という。)の素案について調査審議し、町長に答申するものとするという所掌事務、委員の任期は、答申した日までということを確認した。 次に、まちづくり基本条例検討審議会の役割と成果について、審議会の審議においては条文と解説書を作成する事、町民意見の聴取及び対応については町民ワークショップ、パブリックコメント等への対応を行うこと、町民説明会等の企画及び参画については条例策定後の条例周知、理解促進のための活動を行うことが望まれることを確認した。 (仮称)河合町まちづくり基本条例は、町民、議会、行政の三者が連携・協働してまちづくりを進めるにあたっての基本的ルールを定めるもので、自治体を運営するためのルールの一覧、憲法、地方自治法等のエッセンス、河合町らしい政策を体系化するもの、町民がまちづくりを進めるときの基本ルールであり、計画ではないことが確認された。 本日の学習会の対象は、一般的なまちづくり基本条例の柱の中の核心的な「地域自治、コミュニティ」と「参画と協働」であることが説明された。 <u>講義・説明② 参加・参画と協働について</u> ○ 資料「参加・参画と協働」「参加・参画・協働 一事例紹介」に基づき講義・説明 2018年まで大阪府豊中市の職員をしていました。そうした現場の経験も含め「参加・参画と協働」について、お手元の資料をもとに説明いたします。 「参加」には、役場への参加とか、地域の自治会活動に参加とかいろいろあります。役場への参加ということで事例をあげますと、例えば公園をつくる際に住民の意見を聞くということがあります。 地域にこんな公園をつくろうと計画していますが、地元の皆様の
--------------------------------	---

ご意見をお聞かせくださいと案内する。そうすると、地域住民の皆さんは様々のご意見を言いますね。計画にある高木は日陰になるからやめてほしいとか、落葉樹は落ち葉で大変だとか、ゆっくりくつろげるベンチがほしいとか。こうしたご意見をもとに、公園の内容を最終決定する、そういう参加があります。こういった市民参加はこれまでもよくやられてきました。役場でほぼ計画や原案をつくってから皆さんのご意見を聞くというスタイルですね。こうした住民の意見を取り入れる参加について、担当課の恣意的な判断でやりやらなかったりしないように、条例にきちんと制度として位置付けましょう、というのが第1点目です。

「参画」というのは違います。原案ができてからではなく、原案をつくる際に、そもそもどこにどんな公園をつくったらいいかをみんなに聞く。公園の案や計画を一緒につくるというものです。こうしたやり方が「企画検討段階からの参加」、すなわち「参画」といいます。それを条例に位置付けようということです。これが第2点目です。

そして第3点目が「協働」です。これは公園の例でいうと、落ち葉やごみの収集といった日常的な管理は住民がやりましょう。そのための箒や塵取り、ごみ袋、しまっておく物置は役場で用意して公園に設置する。そして、ごみ収集日に集まったごみを役場が回収する。これが協働です。日常的な管理は週に1回とか月に1回、子ども会や自治会などがやる。そのための道具は役場が提供し、ごみを回収する。つまり、住民と役場が連携・役割分担をして美しい公園の維持管理をするというのが「協働」です。

先ほどの参加ですが、例えば選挙はその最たるものですが、新しい公共サービスをする際とか、公民館の使用料を改定する際とかに、住民のご意見を聞くために様々な手法で行われています。法律に基づく投票やリコールなどの制度もあれば、自治体によって様々ですが、パブリックコメント制度や説明会、アンケート調査というものもありますね。大事なのは、これまでのやり方を変えるとか、新

しい制度をつくる際には、必ず住民の意見を聞いてやる、住民参加で決めるということを、きちんと制度化するということです。参加・参画、協働を条例に謳う意義とはそういうことです。

詳しくは、レジメをご覧いただければわかると思いますが、これらが何故大切なのか、必要となった背景は何かについてご説明します。これまでは、一般的に「公」つまり役場が公共サービスを提供する、「民」つまり私たちはそのための税金を払う。公民役割分担でやってきた。「公」はサービスを提供する側、「民」はサービスを受益する側と分かれていた。「民」はもっといいサービスをしろと役場に言う、税金を払っているのだから当然ですね。これまでこれでやってきたのですが、うまくいかなくなってきました。たとえば高齢者の介護は、これまでは家族すなわち「民」で支えるものでした。

みんな大変な思いをしてやってきた。ところが、少子高齢化の進展で高齢者が増え、核家族化や単身世帯化なども進み、家族介護では担いきれなくなった。大きな社会課題・公共課題となりましたが、「公」だけでも「民」だけでも解決できない。連携して担う新たな仕組みが必要ということで、2000年に介護保険法ができました。

こうした経験から、「公」と「民」が協力し合って担わないと課題は解決できないということが見えてきた。それが「共」です。

「公」サービスではなく、「公共」サービスというのは、そういうことですね。言い方を変えると、公共政策は「公・共・民（私）」全般に目配りし連携することで成り立ち、効果があがるということです。例えば、最近でいえば児童虐待問題。多くは家族内のことで見えにくい。役場の担当課という「公」だけでは発見も救済もできませんね。「民」でいえば、よく子どもの泣き声がするといったご近所の声、「共」でいえば自治会や子ども会活動、「公」でいえば、学校の先生や保育士さんが子どもの服が毎日おんなじだとか、けがが絶えないといった気付き、こうした「公・共・民」みんなの気づ

きや見守りによって発見でき、救済へとつながる。みんなの力が合わさって、より良い公共サービスが可能となるということです。

そのための手法が参加・参画、協働で、それを条例で謳おうということです。こうした市民の参加・参画や、「公」と「民」の協働、また事業者も含めた「民」と「民」との協働が重要ということで、今回の条例づくりの検討が始まったというようにご理解ください。

整理をしますと、「参加」というのは意見を表明したり、活動に加わることです。これは、「公」すなわち役場への参加に限ったことではありません。「民」への参加もあります。現に多くの人が、自治会や子ども会、PTAや老人会のお世話などに参加されていますね。こうした「参加」の権利と機会を保障することが大切ということです。「参画」は、レジメにある通り「役割と責任を自覚して、社会課題を解決するための公共的・公益的活動に主体的に加わること」。これが大変重要になってきました。案が提示されてから意見を言うだけではなく、そもそも何をすべきか、どうすれば解決するのかを一緒になって考える。「公・共・民」がどう連携や役割分担をすればいいのか、企画立案段階から関わるということです。これは、役場の肩代わりを住民がするというものではありません。住民側からいうと、役場に何をさせるのかを住民が責任を持って決めるということです。ところが、それをするためには情報共有が必要です。役場がどれだけのお金を持っており、何に使っているのか、地域の現状はどうなっているのかといった、判断するための情報です。自分の立場からのニーズ要求、たとえばもっと緑を増やせとか、高齢者福祉にカネを回せとかは誰でも言えます。そうではなくて、まちのいろんな情報を総合して判断する。そうか、自分の住んでいる地域よりもっと緑が少なく公園が必要な地域があるとか、これよりもあれを優先すべきだとか、まちの経営者・責任者としての判断をしていく。これが、住民が主体となりまちづくりに取り組むということです。参加・参画には「情報共有」が必要ということ

も条例で明文化する必要がありますね。

レジメに戻りますが、「なぜ参加と参画か（背景）」というのと、役場や企業だけでは解決できない社会課題が増えている、これまでのやり方ではまちづくりが進まないということがあります。そして財政の悪化、生産年齢人口の減少により、税金が集まらなくなってきました。お金が不足していく中でどうするかを決めていく。それから平成の大合併もありました。一定規模以上の自治体でないと公共サービスが維持できないという現実があり、合併が進んだ。ところが、これにより元々あった村や町の良さ、地域コミュニティが薄れていったという課題も浮上しています。これは、次の「住民自治の進展」にもつながる課題であり、詳しくは直田からこの後説明しますが、高齢化の進展により自治会・町内会の後継者がいない。そんな中、自治会だけでは活動が続けられないので、自治会も子ども会もPTAも一緒になってやれることは連携してやりましょう、地域活動をやっていこう、そのための仕組みをつくろうということです。

これは、先ほど言った「民」と「民」の参加・参画ですね、地域活動への参加・参画が必要になってきたということですね。次の

「市民の参加・参画意識が高まってきた」というのは、役場任せではまちづくりは進まない、市民でできること、地域でできることはやっていこうということです。最後にある「NPM」、これはNPOとは違いますよ。NPMはニューパブリック・マネジメント、これは企業経営の手法を応用した新しい公共運営の潮流ですが、説明は省略します。

さて「協働」ですが、レジメにある通りです。公園の管理の例をあげましたように、違う主体が得意技を出し合って、1+1を3にも4にもするというのが協働です。単に自治会に管理を委託するというだけでもない。地域や自治会にとっては活動が活性化する、役場にとっては人件費が削減できる、そしてみんなに愛される美しい公園が維持できる。そういう相乗効果をあげようというのが協働で

す。「期待できる効果」とレジメに書きましたが、「協働」はまずやってみること。そこから成果や課題が見えてきます。みんなが成長する契機となります。こうした協働に不可欠なことは、先ほども言った「情報公開と共有」です。そして、行政職員も住民も変わること、またその取組みへの住民理解も必要です。住民理解を深めるためにも、情報公開が大切ということです。

協働の領域ですが、公共にはこれまで丸抱えでやってきた公共事業やサービスのうち、これからも引き続き行政が中心となってやるべきものがあります。これには市民参加、つまり住民の監視が必要ですね、公平・平等にやっているのかどうか。行政には説明責任が問われますね。これからは住民同士の協働でやること、この場合には行政の支援が欠かせませんね。公園の例でいうと、そのために必要なものは役所が提供することなど。そして、市民と行政が協働してやる領域があるということです。ひとつひとつ点検しながら進めていこうということです。次に「協働の原則（ルール）」、これはレジメのとおり、目的の共有とか、対等な関係づくりが大切です。役場は住民活動を下請け利用してはいけない。一方、住民側も税金払っているのだから職員は言うことを聞け、というのはだめですね。それをやられると、役場は「検討します」といってかわしてしまいます。それから「協働に適した事業」ですが、これはそれぞれ得意技が違いますよね、それを活かしていこうということです。やり方・手法については、レジメのとおり様々ありますのでご参照ください。留意点についてもレジメのとおり、対等な関係づくりが重要です。次の「地域協働」は、直田がこの後ご説明します。「協働のパターン」「方策」というのもいろいろあります。レジメをご覧ください。

これまでいろいろと説明してきましたが、実際にどんな事例があるのか、別添の資料をご覧ください。豊中市の事例ですが、「庄内REK」というのは、地球ママクラブというボランティアサークルが提案して実施した協働事業です。図書館でいらなくなった本を提

供してもらい、それを安く販売してそのお金でニューカマーの外国人の支援をする、母国語の絵本を提供するというものです。これがスタート。この輪がどんどん広がって、地域の商店街や豊中にある大学や企業も参画し、また図書館以外の環境や子育てのセクションも加わり、今では40～50のセクション・団体が一緒にいろんなことをやっています。これが協働の目標です。協働というと、AとBがやるというイメージがありますが、それをきっかけに、ネットワークを拡げていくことが大事ですね。次の事例は、氷見市の事例です。車を社会福祉協議会から提供してもらい、外出困難者の買い物や通院の送迎、お世話をするというものです。次の名張市の事例は、役所が管理していた施設を住民団体が管理運営を行うというものです。指定管理者になって、地域活動の拠点としている。次は、知的障がい者の就労支援の事例です。福祉的就労にとどまらない働きかたを応援している取組みです。最後に、町田市でのスタバで認知症カフェを開くという企業との協働例。協働は、地域活動やNPOだけではなく、事業者もやっているという事例です。

以上、駆け足となりましたが、参加・参画と協働についてご説明いたしました。ご清聴、ありがとうございました。

講義・説明③

NPO 政策研究所

講義・説明③ 地域の活動やコミュニティの活性化に向けて

○ 資料「地域の活動やコミュニティの活性化に向けて一住民による自治、地域づくり活動」に基づき講義・説明

はじめに、「人口からみた河合町の過去・現在・将来」、「地区別の少子高齢化状況」がグラフにより示された（グラフは審議会資料参照）。そして、この人口データからわかることとして、河合町の総人口は今後減少傾向にあること（2015年から30年で、約38%減る。）、高齢化率は一貫して高くなること（2025年には40%、2045年には50%を超える。）こと、子どもの実数は減少傾向にあること、地区別の少子高齢化状況には、極めて大きなバラ

ツキがあることが示され、政策の方向としては、地区毎に考える必要があることが語られた。

河合町の自治会の概況としては、町には23の自治会があること、加入率はほぼ70%を超えており、5地区が100%であること、総代自治会長会加入団体は、自治振興費交付金を受けていること、全部の自治会で県広報紙配布交付金を受けていることが示され、活動としては、防犯防災活動、町イベントへの参加がほとんどの自治会で、こども神輿祭り、大字夏・秋祭りが7～9の自治会で行われていること、自治会ニュースは年1回発行から毎月発行まで9自治会で実施されていること、自主防災組織は、平成25年以降9自治会で立ち上がっていることの説明があった。

河合町の自治会活動の課題としては、加入者の減少、高齢化により役員のなり手が不足、固定化していることなどの説明があった。

いいかえれば、災害や高齢化問題等地域課題への対応力が不足していること、情報の公開・発信・収集・共有力の不足していること、若い人の声、女性の声が聞けていないこと、多様な地域主体との連携・ネットワークができていないことなどの課題があげられた。

自治会以外の河合町民の活動では、各地域で週に1回程度住民の健康維持・仲間づくりを目的に集会所などで「しゃきっと教室」が地域包括支援センターの支援を受けて延べ500回以上開催されていることが紹介された。また、住民相互の助け合いや交流の輪を広げ、共に支え合うための、気軽に集まれる地域の居場所として「ふれあいいきいきサロン」が13箇所、63回開催されていると紹介された。

河合町の文化団体、スポーツ団体、NPO活動等の状況は、町内にはパソコン、陶芸、大正琴、語学、音楽等の62の文化関連団体が自主的に活動していること、スポーツ団体としてバドミントン、硬軟式野球、卓球、サッカー、テニス等競技団体やクラブ等が15あることが説明された。NPO法人は、福祉、人権、スポーツ、生

活支援等の分野の7団体活動していると説明があった。

こうした状況の中で社会が大きな変化を迎え、行政はもちろん、地域も変わっていく必要がある。したがって、地域のあり方にも新たな仕組みが求められるので、それらをどのようにするかは住民が決めるべきと語られた。

コミュニティ活性化の実践例として、石川県能登七尾市の一地域での、地域のことを知り、伝えるための「集落の教科書」が作成され、新しく入って来た人にとってまさに地域の教科書として活用されている事例が紹介された。ついで、地域のサロン（プラットフォーム）として大阪府千里ニュータウンにおける「街角広場」、兵庫県朝来市与布土地区における地域自治協議会設立向けの住民ワークショップ開催の例、情報発信の例として豊中市新千里東町における4団体が連携した隔月刊のニュースレター「ひがしまち」が紹介された。

最後に、地域自治の新しいしくみづくりとして、全国各地で展開されている「協議会型地域自治システム」が、その必要性、組織イメージが紹介された。このシステムの基本は、地域の総合力を発揮するための団体や住民（個人）が連携する仕組みであること、全住民が、世帯単位ではなく個人としてメンバーになること、公共的団体、透明性、民主性、参加性が鍵であることが、朝来市他の事例とともに説明された。

主な質問及び回答について

質疑応答

Q： NPMとNPOの違いは何ですか？

A： 本題からはずれますが、NPMはnew public managementの略で、新しい公共マネジメント（経営）と訳されています。行政経営、公共経営に民間企業の経営手法を取り入れるという考え方で、競争原理の導入、業績・成果による施策評価、政策の企画立案と実施の分離を行うことが基本となります。効率的で質の高い行政サービスの提供により、住民満足度を向上させることを目指すとしている方

法です。NPOはnon profit organizationの略で、民間非営利活動組織と訳され、法律でも認められた法人格です。

Q：参加・参画に興味のない住民を巻き込むにはどうしたらいいか？

A：アドプト制度についての質問があったが、アドプト制度とは、公園や道路、河川を地域団体が自分たちのアドプト（養子）とみなして、清掃や花植えを行うことで、行政は掃除道具や柵の種を提供したりする。これは参加・参画・協働の活動といえる。こういう形であると、参加・参画・協働の敷居が低くなり、大勢の人が関わってきやすくなる。

文化庁の補助を得て学校等に出かけていって（アウトリーチ活動）、得意とする古典芸能を生徒・学生に教える活動も立派な「参画」だ。

ただし、「参画」する場合、その活動・事業でどのような成果があったのかを説明できないといけないし、主体的に活動・事業を組み立てて進めて行かないといけない。単なる行政の下請けにならないことが大切だ。成果をふりかえり、改善していくことが必要で、そのためには、組織の風通しがよくないといけない。

たとえば、登下校の子どもの見守りを行っているボランティアの方が、道路のこの箇所が車で危険だ等の意見を然るべき所に言うていくことも大切だ。参加・参画・協働のプロセスで得られた知識、知恵をベースに、こうやったらもっと安全なる、ということを企画提案していくことも大事だ。

行政は、こうした企画提案などを受け取る時のルールを予め定めておく必要がある。

Q：大字単位ではなく、町全体で活動する事例だったが？

A：先ほど紹介した富山県氷見市の仏生寺地域づくり協議会がやっている過疎地有償交通は仏生寺地区（約200世帯）という小さな単位でバスを運行している。一方豊中市の庄内RECの活動は、庄内地区という限られた地域で始まった活動が今や全市的に広がっているというもの。小さく生んで大きく育てるというやり方も有効で

はないか。いきなり大きな協働事業を考える事はありません。全町的な課題に予算も含めて取り組むのはむしろ議員・議会の役割ではないだろうか。

Q： 住民からの事業提案制度の中味は？

A： 豊中市には、協働事業市民提案制度が条例で決められている。市民活動団体から協働事業を公募し、第三者機関で公開審査し、協働するのにふさわしい事業であれば採択し、市民活動団体と行政が実施に向けて担当部課との協議に入ることになる。事業内容と予算がまとまれば議会にかけて予算取りをする。こうしたプロセスとルールが条例できちんと謳われているため、行政は逃げることができないようになっている。こうして、行政の門前払いが減ったが、市民活動団体にとってもいい加減な提案では審査機関に通らないことがわかり、公益的且つ精緻な実現性のある企画提案がなされるようになったということがある。

豊中市では、こういう仕組みを市民公益活動推進条例で定め、その4年後豊中市自治基本条例を制定して、基礎を固めた。

こうした仕組みを、まちづくり基本条例の前につくるか、後につくるかは自治体及び住民のそれぞれの判断だ。

まちづくり基本条例の中には情報公開・共有の原則が盛り込まれると思うが、住民からの要望や口利きも公開されることに留意していただきたい。大切な事は、まちづくりのプロセスをすべて見える化するとい民主主義の手続を大切にすることだ。これは行政だけでなく住民の側も必要であり、たとえば自治会内でのさまざまな情報も公開・共有しないと、幅広い参加は得られない。

まちづくり協議会は一定の公共的団体であるので、行政からの交付金等会計の情報公開は大切だし、意思決定の透明性も大切。また、地域に関する情報共有、たとえば集落毎の人口の推移や少子化・高齢化の状況、地域の魅力ある場所、危険箇所等も含めた情報を把握し、たとえば「地域カルテ」などを作成するとよい。まちづくり協議会は世帯単位ではなく、個人単位で、若者、女性も活躍できる状況がある

Q： 財政危機に関連して。カネがない中で参加・参画・協働をどう考えたらいいのか？

A： 英語では参加は participation でプロセスの一部に関わること、パートナーになること。参画は諸説あるがここでは encounter としたい。encounter とは相手側の立場に立ってものを考えるということだ。市民は行政側に立つ、行政は市民側に立ってみる。自分が行政職員の立場出会ったら、町長の立場であったら、議員の立場であったらどうするかと置き換えてみる。それが参画の第一歩だ。相手の身になってみてその上で一緒に考え始める。たとえば、行政職員が生活保護を担当したとき、保護を受ける身になって考えてみるということ。協働はV.オスオロムによれば co-production となる。co-production は共同生産であり、公共的利益を共同生産することだ。

参加、参画、協働は、このようにことなる。一緒になって、相手の身になって考える前に、まず現状がどうなっているのかを調べ、学習する必要がある。そしてその情報（行政のも住民のも）を共有する必要がある。住民側も膨大な情報を受け入れ、消化する必要がある。学習する忍耐力も必要である。

共有した情報から、何か課題化が浮かび上がる。それを政策課題という。たとえば不登校問題なら、町内にどれだけ不登校の児童生徒がいるのか、なぜ不登校になったのかなどを両方で調べ、解決の方策をいっしょに考えるということだ。

課題の発見、調査、複数の解決の方策の立案、さまざまな条件を考慮した施策の選択、これが政策形成過程だが、審議会もそうした役割をになっていると考える事ができる。審議会に公募町民が参加することは重要なのだ。

そして実行段階に入るとき、行政だけで手に負えない場合、自治会、自治協議会、ボランティア団体、NPOに助けてもらおうという流れがある。名張市では15の公民館を市民センターと名を変えすべて地域づくり委員会を指定管理者として委ねているし、神戸市では180箇所以上ある地域福祉センターを地域のふれあいのま

ちづくり協議会（自治会、婦人会、老人会等の連合体）に任せている。こうして事業を住民に任せるという協働が可能となる。

参画をしないと協働事業はうまくいかない。すべてのプロセスに関われる回路が開かれていればそのうちの一部だけに関わっていくこともできる。また、事業を実施した後の評価にも協働で関わらすべき。この評価を審議会に委ねているところも多い。審議会はそういう意味で政策を高い視点から評価するという重要な役割を持っているのだ。協働の関係者だけでなく、事業のコストを負担している納税者を念頭に、住民に開かれた場で住民が参加し、住民の視点で評価することが大切なのだ。

Q： 地域自治組織を形成するときのイニシアティブは誰がとるのか？

A： 実際的には、市町村等の自治体が音頭を取っている場合が多い。

自治体がこうした動きの広域的な情報、地域自治の必要性に関する情報を持っていることと、危機意識もあわせ持っていることが大きいと思われる。全国的に見ても、ほぼ自治体主導で進められていて、前向きな自治体では、小規模多機能自治ネットワークという連絡組織を結成し、約170の市町村が参加している。国もその支援を行っている。ただ、「上から」形成を強いるものではなく、情報提供・学習の中から地域の主体性によって、こういう方向で地域の力を高めていこうとなつて地域自治組織が作られることが多い。さまざまな先進事例を紹介しながら、メリット、デメリットをきちんと示し、しかしながらこういう仕組みを取り入れないとこれからの地域や自治体の運営は困難に陥ることを説明することが大切だ。

朝来市与布土地域では、住民が集まってワークショップをしながら今後の地域をどうするかを考え、6つの方向を定め具体的な取組を構築していった。これが与布土地域自治協議会へと結実した。最初のワークショップは行政の提案だしファシリテーターは行政職員が担ったが、次第に住民が主体となって自ら運営して行く方向に変わっていったという例もある。HPもあるので一度見てみてください。

したがって、自治体内の全地域で一斉にできることは少なく、一

定の時間はかかる。その間に行政の様々な支援があることが多い。

Q：せっかくできた住民グループが風通しがよくない場合、どうしたらいいのか？ メンバーが高齢化しているが、この先どうしたらいいのか？

A： 特定の人に過重に負担がかかっていないか、少人数（コアメンバー）だけで運営をしていないかという振り返りが必要。

若い人も参加できるような仕掛けを用意しておく必要がある。若者の部会などを設け主体的に活躍してもらっているところもある。組織体制を固めてから活動をする、リーダー層主導になりがちなので、幅広い参加を目指すなら、楽しい活動から始めることを考えてもよいのではないかな。

Q（A）： 皆さんの中で、参画や協働で進められている活動があるのかどうか、逆に回りの人に参画や協働で支えてもらっている例があれば教えて欲しい。

ある地域で登下校時に困ったことがあればどうするかを調査したところ、多くの子どもたちが近所のお家に駆け込むと答えた。普段から登下校の見守りで知っているおっちゃんおばちゃんがいるからそこに駆け込むと答えた。この調査で多くの保護者は初めて子供達が地域の人に支えられている事に気づいた。広陵町の例だが、その気づきが、保護者たちの新たなまちづくり活動への参加につながった。ふだんの住民の活動は見えにくい。些細な取り組みであっても上手に見える化していくことが重要。知ることによって、参加や協力の意欲が高まるのではないかな。

Q： まちづくり基本条例を周知しなければいけないが、現審議会委員の声だけでなく、諸団体の構成員等広く声を聞く必要があるのではないかな。ワークショップ等も、委員の所属する団体等にもっと広報するが必要ではないかな。今後の是非参加を促すようにしていただきたい。他自治体のこのような審議会ではもっと人数が多いこともある。委員の数も増やすことがあってもいいかもしれない。

A： 委員の方から、所属する団体等への周知や周辺の方に声かけをお願いしたい。もっと広報もしていきたい。

審議会については、これくらいの人数（15名）が適切で、多くなりすぎると意見交換や運営に困難をきたすということをご理解いただきたい。今後分科会に分かれて、少人数で密度の濃い議論をしてもらいたい。公募委員の方は、周辺の住民の方の声を聞くということをお願いしたい。

また、条例素案が固まってきた段階でパブリックコメントやタウンミーティングを行い、広く声を聞きたい。そこまでやっても無関心なひとがいることは事実だ。そういうひとを無理にこっちへ向かわせることはできない。

広陵町も真美ヶ丘地区で、自治基本条例の周知度を計ると約46%だったということだ。これは非常に高く、情報提供の努力はされていると思う。審議会の人数ではなく、一人一人が他の住民の考えを推し量って議論してもらえたらありがたい。審議会への傍聴も大切。さらに、審議会の資料、議事録等もその都度ホームページ等で公開し、誰もがアクセスできることが大切。

町民ワークショップでは、声の大きな人だけでなく、小さな声をすくい上げる工夫したい。

Q： 認可地縁団体について。

A： 河合町では一団体が認可されているということだが、これは、地域自治組織の法人化の問題でもあると思われる。

地域自治組織は会館や車等を所有したり、契約をするときには個人名義では差し障りが大きいので法人化したいという希望は多い。

認可地縁団体は、何らかの財産を保持することが前提となっており、地域自治組織では使いにくい面もある。しかし、名張市の地域自治組織では、2団体が法人化の手段として認可地縁団体の認可を取っている。一般社団法人格を取っているところも1団体ある。NPO法人格を取っているところもある。国でも、地域自治組織の法人化について議論されていて、数年後には一定の結論が出ると思う。

石川県能登島では、まちづくり協議会の下に子会社的に法人をつくり、免許が必要なこととか登記が必要なことはそこでやっている例がある。能登島では一般社団法人を立ち上げ買い物支援のバスを保有し運行している。いろいろなやり方はある。

Q： 行政手続上の問題で、認可地縁団体は規約の変更にも町長の認可が必要だが、将来地域自治組織ができた場合、規約等の変更はどういう手続が必要なのか。

A： 調査の上報告する。

Q： まちづくり基本条例制定前後に、どのようにまちづくりや住民の意識が変わったのか、検証した例があれば教えてほしい。

A： 郡部型では朝来市等、都市型では豊中市等で、自治基本条例制定前後の変化が見られる。ひとつには住民自治協議会システムがしっかりと位置付けられたということで、協議会形成が促進されているし、朝来市与布土地域のように地域自治協議会活動がしやすくなったという声を聞く。住民自治が再生して、しっかり動き始めたといえる。

いまひとつは、行政運営に関する事項の規定や情報公開・共有の原則が盛り込まれ、行政が透明化してきていることがある。たとえば、兵庫県西脇市や丹波市では、行政の附属機関（審議会・委員会等）の情報公開や公募委員数、男女比率を年々公表し、適正な水準へ向かっていたりする。また、滋賀県草津市では、自治体基本条例と協働のまちづくり条例により全審議会を厳しくチェックし、委員の男女構成や任期についてや情報公開の見直しが進められ、透明化が進んでいる。

一言でいえば、行政改革と地域自治の改革ということになる。

Q： 情報公開・共有に関して可視化していくことに関連して、個人情報保護法の個人名の取扱についてどうなっているのか？

A： 請願、陳情、口利き等すべて個人名まで公開されるのが原則だが、相談等についてはプライバシーは保護される。

司会	ただし、請願、陳情、口利き等の範囲を明確にする必要がある。 ○ 他に、大字のまちづくりに幅広く住民が参加してもらえるようにするにはどうしたらいいのかとか、まちづくり基本条例は計画ではなくその基礎となるルールと言われたが計画があつてのルールではないかとかの意見があつた。 これはまちづくり基本条例ができた後どのように行動していけばいいのかということにつながるが、先ほどふれられた協働事業提案制度等を通してさまざまな行動が可能になる、という話もあつたし、地域自治組織をつくって地域の自治の活動を進めて行くことなども、その基本ルールが示されていると動きやすいのではないかという説明もあつた。
中川会長まとめ	○ 今日は大変熱心な質疑応答、ありがとうございました。血の通った意見交換ができたと思います。このようなトーンで審議会でもご発言、ご議論いただければと思います。こうした積み重ねの上によりまちづくり基本条例ができると考えております。 今日はお疲れ様でした。
事務局	○ 他に何か質問がありましたら事務局にお願いします。
5 閉会	
会長	○ 本日の案件は以上です。他にないようでしたらこれで閉会します事務局から何か連絡事項がありましたらお願いします。
事務局	○ 皆様、ありがとうございました。次回の審議会は11月29日（月）13:30からです。以降の開催は「工程図」のとおりです。 ○ また、10月23日（土）には「第1回 町民ワークショップ」を開催しますので、ぜひご参加ください。 本日は、長時間にわたりご苦勞様でした。